

千曲市告示第 95 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 34 条第 2 項の規定による調査の結果、別紙名簿の者は、住所登録地に居住していないことを確認したため、同法第 8 条及び同法施行令第 12 条第 1 項の規定により、別紙に記載の日付で住民票を消除したので、同条第 4 項後段の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 24 日

千曲市長 小川 修



(教示)

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に千曲市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千曲市を被告として（訴訟において千曲市を代表するものは千曲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

※審査請求書必要的記載事項

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ①審査請求人氏名（押印）・年齢・住所 | ②審査請求に係る処分 |
| ③審査請求に係る処分があったことを知った年月日 | ④審査請求の趣旨及び理由 |
| ⑤市の教示の有無及び内容 | ⑥審査請求の年月日 |

◆問い合わせ先

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目 1 番地
千曲市役所 市民課 市民係
TEL (026) 273-1111 (内線 1214)

住民票職権消除者名簿

氏 名	住民票に記載されている住所	消除日
齋藤 翼	長野県千曲市大字若宮 1305 番地 191 県営住宅黒彦団地 2-46	令和 6 年 5 月 22 日